

投票日に投票に行けない方は期日前投票・不在者投票をご利用下さい

期日前投票

選挙(投票日)当日に仕事や旅行等の理由で投票できない方は、お住まいの地域に関わらず、下表の期日前投票所で期日前投票ができます。

■手続き■

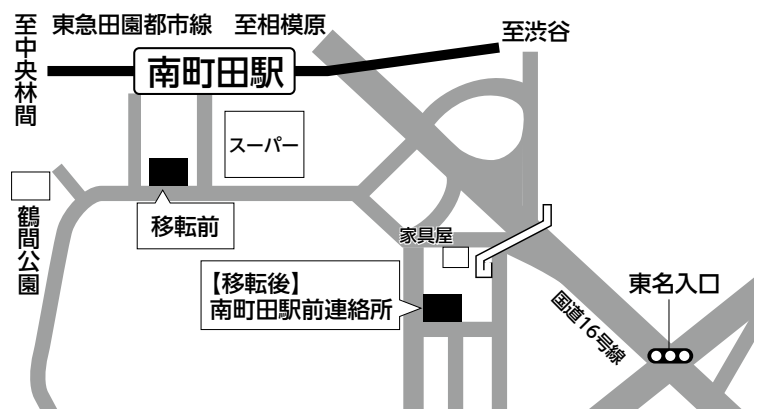
- ご本人が、投票所入場券(届いている場合)をご持参下さい。
- 投票所入場券を紛失した場合や、届いていない場合でも、期日前投票所にて、選挙人名簿で確認できれば投票できます。
- 投票所入場券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項を記入のうえ、期日前投票所へご持参下さい(各期日前投票所にも期日前投票宣誓書を用意しています)。
- 期日前投票所によって投票期間と時間が異なりますので、あらかじめご確認下さい。

期日前投票所の一覧

期間	期日前投票所
6月24日(土)~7月1日(土) (午前8時30分~午後8時)	市庁舎(森野2-2-22)
6月27日(火)~30日(金) (午前8時30分~午後8時)	堺市民センター(相原町795-1)
	小山市民センター(小山町2507-1)
	忠生市民センター(忠生3-14-2)
	木曾山崎コミュニティセンター(山崎町2160-4)
	鶴川市民センター(大蔵町1981-4)※1
	和光大学ポプリアホール鶴川(能ヶ谷1-2-1)
	玉川学園コミュニティセンター(玉川学園2-19-12)
	なるせ駅前市民センター(南成瀬1-2-5)
	南市民センター(金森4-5-6)
	南町田駅前連絡所(南町田リエゾン)(鶴間3-10-2)※2
7月1日(土) (午前8時30分~午後5時) ※最終日のみ受け付けは午後5時までとなります。	

※1 鶴川市民センターは、修繕工事完了に伴い再開します。

※2 南町田駅前連絡所(南町田リエゾン)は、南町田駅周辺地区拠点事業の関連で東急南町田ビル(セミナープラス南町田(鶴間3-10-2))へ一時移転しています。



投票所への車での来所はご遠慮下さい

身体が不自由な方を除いて、車やバイクでの来所はご遠慮下さい。なお、下記の期日前・当日投票所には駐車場がありません。

●駐車場のない期日前投票所

なるせ駅前市民センター、玉川学園コミュニティセンター、南町田駅前連絡所(南町田リエゾン)、和光大学ポプリアホール鶴川

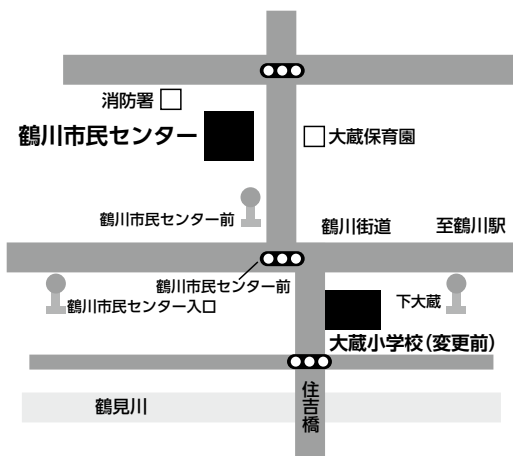
●駐車場のない7月2日の投票所

南第一小学校、つくし野中学校、つくし野小学校、小川小学校、南第三小学校、町田市民文学館、町田第一小学校、東京都住宅供給公社本町田住宅集会所、玉川学園こすもす会館、鶴川第四小学校、本町田小学校、成瀬が丘ふれあい会館、和光大学ポプリアホール鶴川

投票所の変更

第36投票区の投票所が、「大蔵小学校」から、「鶴川市民センター」へ変更となります。

住所:大蔵町1981-4
(右地図参照)



投票所によっては投票日当日、施設業務を一部休止する場合があります。詳細は各施設へお問い合わせ下さい。

不在者投票(町田市外で投票するには)

この方法は郵便によるため、日数がかかります。お早めにご請求下さい。なお、不在者投票ができる場所は滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

■手続き■

投票用紙を請求するための「不在者投票宣誓書兼請求書」を下記のいずれかの方法で入手し、必要事項を記入

・町田市ホームページからダウンロード

トップページ → 市政情報 → 2017年度東京都議会議員選挙のお知らせ

・電話で請求

市役所代表 ☎722・3111 町田市選挙管理委員会事務局 ☎724・2168(直通)

「不在者投票宣誓書兼請求書」を町田市選挙管理委員会に郵送、または持参(FAX・Eメールは不可)

提出先 町田市選挙管理委員会(市庁舎9階)
〒194-8520 町田市森野2-2-22

身体の不自由な方などが利用できる投票

【代理投票】

疾病等によりご自身で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は固く守られます。

【点字投票】

目が不自由な方は、点字で投票ができます。点字器が投票所にありますので、係員にお申し出下さい。

【身体の不自由な方等へ】

車いす、拡大鏡、老眼鏡やコミュニケーションボード(イラストを指し示すことで自分の意思を伝えることができるボード)を用意していますので、投票所係員にお申し出下さい。

【病院や老人ホーム等で不在者投票をする場合】

病院や老人ホーム等の施設に入院・入所して投票所に出かけることが困難な方は、都道府県選挙管理委員会が投票場所として指定している施設であれば、施設内で投票することができます。

指定施設であるかの確認や、投票用紙の請求、投票方法等は、病院や施設の事務室にお早めにお問い合わせ下さい。

【障がいがある方等の郵便等による不在者投票】

身体に重度の障がい等があり、投票所に行くことが困難な方は、郵便等によりご自宅等で投票できます。

※「郵便等による不在者投票」をするには、「郵便等投票証明書」が必要です。

●対象者

ご自身で字を書くことができ、下表に該当する方(ご自身で字を書くことが困難な方でも、代理記載制度に該当すれば対象)。

手帳等の種類	内容	等級など
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
戦傷病者手帳	免疫、肝臓	1級~3級
	両下肢、体幹	特別項症~第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症~第3項症

■手続き■

希望する方に、証明書の交付を請求する「申請書」を郵送しますので、選挙管理委員会にお申し込み下さい。申請書の受け付け後、該当する方に「郵便等投票証明書」を交付します。なお選挙直前の交付申請の場合、交付がその選挙に間に合わないこともありますので、早めに申請して下さい。

※「郵便等投票証明書」を既にお持ちで「郵便等投票」を希望する方は、6月28日まで(必着)に、選挙管理委員会に請求書を提出して下さい。